

## 国有林野の管理経営に関する基本計画の変更案に対する意見の概要

- 1 募集期間 平成24年11月1日（木）～平成24年12月1日（土）の30日間
- 2 提出者数 21件（個人20件、団体・法人1件）
- 3 意見項目数 重複を排除し、21項目
- 4 処理状況

処理結果の区分	項目数	提出意見の例（概要）
1 要旨を取り入れているもの	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 継続的な林業経営、技術の伝承、地球温暖化防止等のためにも、一定量の人工造林が必要不可欠ではないか。</li> <li>○ 材価下落時には、国有林での伐採を一時的に止めるなどの措置を行うべき。</li> </ul>
2 要旨を一部取り入れているもの	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 治山事業は国民の生命と財産を守る重要なものであり、防災・減災の観点からも計画的な予算措置を行い、推進してほしい。</li> <li>○ 福島県に放射性物質汚染に関する研究場所を設置し、研究を行ってほしい。</li> </ul>
3 修正するもの	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生可能エネルギーの例示として、風力と小規模水力が挙げられているが、再生可能エネルギー特別措置法による5種類を全て明記してほしい。</li> </ul>
4 今後の検討課題等	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広大な国有林において国民の要請に機動的・弾力的に対応していくには、現状の職員数では足りないのではないか。</li> <li>○ 地球温暖化対策税の活用等により安定した財源を確保し、適切な森林整備等を実施してほしい。</li> </ul>

## 国有林野の管理経営に関する基本計画の変更案に対する 意見の要旨及び当該意見の処理の結果（案）

処理の結果の凡例及び項目数（重複を排除し21項目）

- |                  |        |
|------------------|--------|
| 1：要旨を取り入れているもの   | （11項目） |
| 2：要旨を一部取り入れているもの | （3項目）  |
| 3：修正するもの         | （2項目）  |
| 4：今後の検討課題等       | （5項目）  |

該当箇所	意見の要旨（集約）	処理の結果	処理の理由等
1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (1) 公益重視の管理経営の一層の推進	継続的な林業経営、技術の伝承、地球温暖化防止等のためにも、一定量の人工造林が必要不可欠ではないか。	1	国有林野の管理経営は、公益的機能の維持増進とともに、持続的・計画的な林産物の供給等が目標とされています。 このため、公益的機能の発揮を図りながら、適切な施業の結果得られる木材を計画的に供給していくことが重要であり、人工造林については、機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、適切な施業を推進する中で、実施していく考えです。
	「公益重視の管理経営の一層の推進」という方針は、「国有林野の管理経営に関する法律」に掲げる目標と整合がとれていないのではないか。	4	「国有林野の管理経営に関する法律」では、管理経営の目標の1つに「公益的機能の維持増進」が掲げられています。 今回の変更では、「公益的機能の維持増進」に向けた管理経営を一層推進するとの観点から「公益重視の管理経営の一層の推進」としたものです。 このため、国有林野の管理経営の目標との整合はとれているものと考えています。
1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (1) 公益重視の管理経営の一層の推進	治山事業は国民の生命と財産を守る重要なものであり、防災・減災の観点からも計画的な予算措置を行い、推進してほしい。	2	国民の安全と安心を確保するため、重要な水源地域等において、今後とも治山事業を計画的に推進していくこととしています。 このため、今後とも必要な予算が確保されるよう努める考えです。

該当箇所	意見の要旨（集約）	処理の結果	処理の理由等
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (1) 公益重視の管理経営の一層の推進</p>	<p>治山事業の実施に当たっては、民有林及び関係省庁との連携を図るべき。</p>	<p>1</p>	<p>国民の安全と安心を確保するため、今後とも民有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進することとしています。</p>
	<p>林業専用道の規格は、10t車が木材を積んで走行するには危険であり、最低でも2級林道並として整備してほしい。</p>	<p>1</p>	<p>林業専用道は、林道規程で定める自動車道2級のうち、林道の利用形態がもつばら森林施業の実施である場合の規格を適用して整備しています。この規格は、10t積トラックが安全に通行可能なものとして定められています。 今後とも規格に基づき整備を進める考えです。</p>
	<p>林業専用道の開設について、基幹的なもの及び急傾斜地については、林道として開設し、専用道は、支線的なもの並びに緩傾斜地に限定し開設すべき。</p>	<p>1</p>	<p>林道、林業専用道の整備に当たっては、「路網・作業システム検討委員会」の最終とりまとめで示された考え方に沿って、それぞれの道の役割や、地形等の自然条件、地域で導入される作業システム等を勘案し、今後とも適切に組み合わせて整備を進める考えです。</p>
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業の再生に向けた貢献</p>	<p>国有林には国有林ならではの技術等があり、民有林には民有林ならではの技術等がある。両者が互いの良い面を吸収し、連携することが望ましいため、「民有林への指導」という文言は、「民有林との連携」とすべきではないか。</p>	<p>1</p>	<p>国有林野の管理経営に当たっては、民有林関係者等と連携しつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献することとしています。この「民有林関係者等との連携」の具体的な内容として、「民有林への指導やサポートなど」としたものです。 具体的には、国有林の技術等を指導するだけでなく、民有林を含めた先駆的な技術等を国有林のフィールドで試行し、民・国を問わず普及・定着を図るなど民有林のニーズに応じたサポートに取り組む考えです。</p>

該当箇所	意見の要旨（集約）	処理の結果	処理の理由等
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業の再生に向けた貢献 イ 林業事業体の育成</p>	<p>林業事業体の経営基盤の安定のため、計画的・安定的な事業量の確保とともに、林業事業体の技術力等を評価する総合評価落札方式の拡充や林業事業体の登録・評価の仕組みの早期導入が必要ではないか。</p>	2	<p>将来事業量を対外的に明確化する仕組みの導入や総合評価落札方式等の活用など事業発注者としての特性を活かした林業事業体の育成に取り組むこととしています。</p> <p>また、林業事業体の登録・評価の仕組みについては、都道府県が、地域の実情に応じ、導入に向けた取組を進めているところであり、導入状況等を踏まえつつ国有林野事業における発注の活用を検討していくこととしています。</p>
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業の再生に向けた貢献 エ 森林・林業技術者等の育成</p>	<p>国有林のフォレスターは民有林への指導やサポートを行うにあたり、具体的にどのような活動等を行うのか。</p>	1	<p>国有林のフォレスターは、<u>国有林野事業の遂行を通して培ってきた知識・技術や経験を基に、民有林のフォレスターと連携・協力しながら、市町村森林整備事業計画の策定に向けた助言など市町村行政の支援を行う考えです。</u></p> <p>その際、例えば、森林共同施業団地の設定による民有林野と連結した路網の整備や民有林材との協調出荷などを通じて、都道府県・市町村をはじめとした地域の森林・林業関係者との連携を図る考えです。</p>
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (4) 地球温暖化防止対策の推進</p>	<p>「1-(4)地球温暖化防止対策の推進」の項目は、内容が森林吸収源対策のみなので、タイトルを「森林吸収源対策の推進」とすべきではないか。</p>	4	<p>「地球温暖化防止対策の推進」の項目においては、森林吸収源対策としての森林の適正な整備のほか、木材利用等についても推進することとしています。</p> <p><u>木材利用の推進は、間伐材の活用等により、森林の整備・保全が促進されるだけでなく、利用それ自体が製造エネルギーが多い他の材料の使用を抑制することや木材として長期に利用されることにより二酸化炭素を貯蔵することで地球温暖化防止に貢献することになります。</u></p> <p>このため、<u>本項目のタイトルについては、地球温暖化防止対策の推進が適当と考えています。</u></p>

該当箇所	意見の要旨（集約）	処理の結果	処理の理由等
<p>2 国有林野の維持及び保全に関する基本的な事項 (2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存</p>	<p>「自然維持タイプ」の設定に当たっては、再生可能エネルギー設備の設置等が必要以上に制限されないよう、設定根拠を明確にし、本当に維持すべき森林であるかを精査してほしい。</p>	<p>1</p>	<p>「自然維持タイプ」は、生物多様性保全機能の発揮を第一とする森林であり、有識者の意見等に基づき設定されている森林生態系保護地域であるなど一定の要件に基づき、区分する考えです。 なお、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、再生可能エネルギーを利用した発電に資する国有林野の活用の推進に努める考えです。</p>
<p>3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項 (1) 林産物の安定供給</p>	<p>安定して品質のいい丸太を安く供給してほしい。</p>	<p>1</p>	<p>国有林野の林産物の供給に当たっては、地域における木材の安定供給体制の整備等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、適正な価格で、持続的かつ計画的な供給に努めることとしています。</p>
	<p>材価下落時には、国有林での伐採を一時的に止めるなどの措置を行うべき。</p>	<p>1</p>	<p>林産物の供給に当たっては、木材の価格、需給動向を把握しつつ、木材価格の急変時には、地域や関係者の意見の迅速かつ適切な把握に取り組み、必要に応じ、国有林野事業の全国的なネットワークを活用した供給調整機能の発揮を図る考えです。</p>
	<p>寺社仏閣等の建築に使用されるような大径木について、計画的な育成・生産に取り組んでほしい。</p>	<p>1</p>	<p>民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材等の計画的な供給や地域の歴史的木造建造物の継承等に貢献するための「木の文化を支える森づくり」を推進することとしています。</p>
<p>4 国有林野の活用に関する基本的な事項 (1) 国有林野の活用の適切な推進</p>	<p>公益性を重視するあまり、地熱発電事業の参入障壁とならないようにしてほしい。また、地熱発電事業を「公益性が高いと認められる事業」として扱うなど、事業主体によらず公平な扱いをしてほしい。</p>	<p>1</p>	<p>国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、再生可能エネルギーを利用した発電に資する国有林野の活用の推進に努める考えです。 なお、既に再生可能エネルギー特別措置法による認定を受けた発電設備を公益事業用として取扱うなど国有林野の活用に関する規制の緩和に取り組んでいます。</p>

該当箇所	意見の要旨（集約）	処理の結果	処理の理由等
<p>4 国有林野の活用に関する基本的な事項 (1) 国有林野の活用の適切な推進</p>	<p>再生可能エネルギーの例示として、風力と小規模水力が挙げられているが、再生可能エネルギー特別措置法による5種類を全て明記してほしい。</p>	3	<p>御趣旨を踏まえ、次のとおり修文します。 「<u>太陽光、風力、小規模水力、地熱、バイオマス発電等再生可能エネルギー源を活用した発電に資する用地としての国有林野の活用</u>」</p>
	<p>再生可能エネルギーを利用した発電用地としての国有林野の活用等の推進に努めるとしているが、発電用地を選定するための調査に対しても国有林野の活用を図ってほしい。</p>	3	<p>御趣旨を踏まえ、次のとおり修文します。 「<u>太陽光、風力、小規模水力、地熱、バイオマス発電等再生可能エネルギー源を活用した発電に資する用地としての国有林野の活用</u>」</p>
<p>6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項</p>	<p>国有林野事業債務管理特別会計に承継する債務について、長期的な見通しを示すべきである。</p>	4	<p>国営企業の運営のための国有林野事業特別会計の廃止に伴い、収支均衡を図りつつ事業を運営する形態ではなくなることから、<u>今般の法律改正において、本計画の計画事項から「長期的な収支の見通し」が削除されました。</u> 一方で、<u>国有林野事業債務管理特別会計に承継する債務の返済見通しについては、本年3月に林政審議会において公表したところ</u>です。</p>
<p>6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項 (1) 管理経営の実施体制</p>	<p>広大な国有林において国民の要請に機動的・弾力的に対応していくには、現状の職員数では足りないのではないかと。現場に十分な職員を配置すべき。</p>	4	<p>公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業の再生への貢献等<u>国有林野事業に求められる役割を十全に果たせるよう、森林管理局と森林管理署、森林管理署間の機能分担や業務を見直し、現場管理や地域に密着した行政の推進に努める考え</u>です。</p>

該当箇所	意見の要旨（集約）	処理の結果	処理の理由等
<p>7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項  (3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献</p>	<p>福島県に放射性物質汚染に関する研究場所を設置し、研究を行ってほしい。</p>	<p>2</p>	<p>東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国有林野の除染等に取り組むこととしています。</p> <p>このため、<u>福島県内の国有林において、実証事業等を実施し、森林除染に関する知見の収集や技術開発に取り組んでいるところ</u>です。</p> <p>なお、研究機関等からの要請に応じて、研究フィールドとしての国有林野の利用に協力していく考えです。</p>
<p>その他</p>	<p>地球温暖化対策税の活用等により安定した財源を確保し、適切な森林整備等を実施してほしい。</p>	<p>4</p>	<p>森林整備等にかかる財源の確保については、平成24年度税制改正大綱において、「<u>森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成25年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討</u>」とされており、これを踏まえ25年度税制改正要望においても、<u>森林吸収源対策等に資する税制措置を要望しているところ</u>です。</p>